

【社名】 吉田家本「オホヨヒ」、九條家本、金剛寺本「タケオホヨヒ」、神名帳考證(延慶)「タケヲホヨド」、神名帳考證再考「タケオホヨド」。齋宮式「大與杼社」倭姫命世記「大與度社」。

【由緒】 明治十一年の神社明細帳の由緒記事は次のやうである。

此社ハ内宮末社ニシテ兩村ノ産神タリ。從來二天八王子ト唱ヘシ、延喜式神名帳多氣郡五十二座ノ内ナリ。其元始ハ倭姫命世記ニ、垂仁天皇廿五年、倭姫皇女皇大神ヲ奉戴シ、佐々牟江宮ヨリ御船ニ乗御シ、東ニ向テ幸行ノ條ニ曰ク、從其處幸行ノ間ニ無浪風シテ海鹽大與度ニ與度ミ、御船令幸行、其時倭姫命悦給テ其濱ニ大與度ノ社ヲ定給キ。トアル社ニテ、古昔ハ大淀社ト稱セシ舊祠ナリ。然ルニ後世二天八王子ヲ疫神トシテ域内ノ小祠ニ祭レルヲ誤テ本社ニ及ボシタルナリ、仍テ祭神不詳。

この由緒の大意は以後、明治三十九年、大正十一年の明細帳にも踏襲されてゐる。尤も二天八王子社の部分は削除された。この記述に見られる「内宮の末社」について、御巫清直の『二宮管社沿革考』は「管攝セシ證據ヲ見ズ」と断定してゐる。『大淀名勝誌』(三年)に「内宮の末社なり」

とあり、この記述が傳へ繼がれたものと考へられる。一方倭姫命の遷幸地は、神宮と密接な關係が既に成立してゐた地域であるから、大淀地區も相當の事實があつたと言ふことができる。『神鳳鈔』に「大淀御厨六九十二月」とあり、また『齋宮式』に齋宮所管の神社として記載されてゐるので、かうした關係から「内宮末社」の意識が持ち傳へられてゐたやうである。大淀地區は東・中・山大淀の三郷からなり、東大淀には神宮關係者が居住してゐたかの如くである。東大淀は度會郡に屬し、大淀御厨は度會郡となつてゐるが、大淀三郷はどのような連帶であつたかは明らかでない。

二天八王子が大淀に入つたことについて、神社明細帳には「後世」と記してゐるが、社藏の「大淀村産土神社御神事頭番帳」には、長録四年(一四六〇)には結衆による二天八王子の祭祀を執り行つてゐる記録がある。近世に入り喜早清在の『倭姫命世記講述抄』に「今大淀村ノ邊度會多氣兩郷ノ堺ニ二天八王子ト稱スル小祠アリ、村老余ニ示シテ云ク、是祠古ハ大淀社ト稱セリ」と記してゐる。兩郷の堺は後に度會郡東大淀の出郷中郡村となり、大與杼神社は中郡村地内にあり、境域は兩村に亘る形となつた。『大淀名勝誌』は「古翁の傳曰」として、本社は倭姫命の定められ

た大與度の神社で、二天八王子の稱號。祭神は素戔嗚尊。相殿は大己貴命、倉稻魂命、大市姫命と云はれ、この二天八王子は後に東大淀村が勸請し記ることになつたと記してゐる。御巫清直は『伊勢式内神社檢録』に「本社の遺存なる事明亮なり」と式内社たることを強調してゐる。二天八王子の社號について神社明細帳(明治十一年)には「境内ノ小祀ニ祭レルヲ誤テ本社ニ及ボシタルナリ」とあり、この小祀は明治三年に「内宮廳」が社名を狹霧神社と改めたものと記載してゐる。

明治六年、社格村社。明治三十九年十二月、神饌幣帛料供進神社の指定を受け、明治四十年十月三十日、境内社及中大淀村、中郡村、大堀川新田の神社の合祀許可を得て、同年十二月十日執行した。昭和二十一年五月十日、宗教法人に登録、昭和二十六年九月二十七日、豊歳稻荷神社、大靈神社を境内社として新設した。豊歳稻荷神社は天保七年の創設、明治四十年に合祀されたが、新に一社とされた。大靈神社は村内福祉に寄與した人を記る。

【所在】 三重縣多氣郡明和町大字大淀乙一番地。伊勢灣に面し、伊勢市、大淀、松阪を結ぶ縣道沿ひに鎮座。三重交通バス伊勢大淀線大淀下車、一〇〇メートル。明治十一年神社明細帳は第五區 多氣郡中大淀村 入會地字大與度。

【祭神】 建速須佐之男命・大山祇命・蛭子命・春日神・住吉神・靈符神・宇賀魂命・菅原神・譽田別命・綿津見命・白峰神・不詳十座。

明治十一年神社明細帳は祭神不詳とする。『神名帳考證』(改題)は與杼姫命、『神名帳考證再考』は「海童神なる歟」とあり、『神名帳備考集』は豊玉彦命、『大淀名勝誌』は素戔嗚尊、『勢國見聞集』は豊玉彦尊、『神名帳考證』(友信)は水垂明神、『特撰神名牒』は「天照大御神の御靈を祭り奉りしなるべし」と記す。神社明細帳記載は以後變つてゐないので本社祭神は「不詳十座」に含まれてゐる。

【祭祀】 例祭は十月二十日。祇園祭、陰曆六月十三・十四日。明治十一年神社明細帳は一月十一日、五月三十一日、九月廿八日と記す。祇園祭について『三重縣下の特殊神事』によれば、この祭は村内の無格社津島神社(天正社を改題)の祭日六月十四日と中郡村の八雲神社の祭日六月十三日を繼承して大與杼神社の祭としたもので、山車練曳、山車船積打上煙火、仕掛煙火等を行つてゐる。山車は一臺は東區、一臺は北・中・西の三區の所有、東區は十三日夜、他は十四日に奉曳する。

【御神事頭番帳】には祭日は正月六日とあるが現在行なはれてゐない。「二天八王子御頭神事」とあり、正月の獅子舞の神事である。頭人は二乃至三名で、頭人は結衆から出る仕組となつてゐる。『大淀町史』によれば、結衆は二十八家であつたといふ。中世末或は近世に入り、何等かの事情で廢絶したものとみられる。現在東大淀がこの傳統を守つてゐるが、大與杼神社の御頭神事と無關係では無い。合祀した神社は次のやうである。便宜明治十一年の神社明細帳により、中郡村の分は明治三十九年明細帳に、金刀比羅神社は大正十一年の明細帳に據つた。

子舞の神事である。頭人は二乃至三名で、頭人は結衆から出る仕組となつてゐる。『大淀町史』によれば、結衆は二十八家であつたといふ。中世末或は近世に入り、何等かの事情で廢絶したものとみられる。現在東大淀がこの傳統を守つてゐるが、大與杼神社の御頭神事と無關係では無い。合祀した神社は次のやうである。便宜明治十一年の神社明細帳により、中郡村の分は明治三十九年明細帳に、金刀比羅神社は大正十一年の明細帳に據つた。

(神社名) (祭神) (氏子數) (所在地)

□竹大與杼神社 不詳 一月十一日 一八戸 中大淀村字大與度

霧峽神社 不詳 同 同 中大淀村字大與度

速川神社 不詳 同 同 中大淀村字大與度

荒撫神社 不詳 同 同 中大淀村字大與度

蛭子命 不詳 十一月廿日 中大淀村大與度

政所神社 不詳 一月十一日 同

境内 山神社 三座 不詳 十一月七日 同

境内 庚申社 不詳 一月十一日 同

境内 柏子社 不詳 一月十四日 同

境内 秋葉神社 不詳 七月廿日 同

境内 中洲社 住吉明神 春日明神 六月十四日 同村中洲

境内 靈符社 住吉明神 春日明神 六月十四日 同村中洲

豊歳稻荷社 宇賀魂命 五月初午 同村稻川邊

八坂社 素戔嗚尊 十一月十九日 同村赤坂

秋葉神社 不詳 七月廿日 同村赤坂

境内 山神社 二座 不詳 十一月七日 同

金刀比羅神社 (白峯社) 菅原神 三六戸 中郡村

天神社 菅原神 三六戸 中郡村

八雲社 建速須 七月十三日 三六戸 同

稻荷神社 宇賀魂命 一月二日 同

五月四日 同

十一月十五日 同

津島神社 素戔嗚尊 六月十四日 中大淀村

境内 八幡神社 譽田別命 不定 同

海神社 綿津見命 八月八日 同

山神社 大山祇命 十一月七日 同

【社殿】 本殿 神明造、桁行一間一尺・梁行五尺三寸。拜門 一坪。神饌所 一坪五勺。拜殿 七坪。手水舎、社務所、概原神宮・皇大神宮・皇居遙拜所。百度石二基。神庫。

【境内】 七六四坪六三。明治十一年神社明細帳 二反四畝一〇歩、舊境内地二反四畝一八歩。明治三十九年神社明細帳 中郡村四八三坪、中大淀村二四七坪、氏子二三〇戸。明治四十一年十月當時信徒一、五〇七人。大正十一年神社明細帳 氏子二三〇戸。

【寶物・遺文】 大淀村産土神社御神事頭番帳、一卷。(西川順土)